

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」
に基づく平成29年度取組状況報告書
(案)



札幌市子どもの権利総合推進本部

○第2次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本理念

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」

I 取組の概要	1
子どもの権利の推進に関する取組	1
子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）	2
子どもの権利に関する教育委員会の取組	3
II 取組の状況 （推進計画の基本目標ごとの主な取組状況）	4
基本目標1 子どもの権利を大切にす意識の向上	
(1) 広報の実施	4
(2) さっぽろ子どもの権利の日事業	5
(3) 出前講座等	5
(4) 学校教育における理解促進に向けた取組	5
基本目標2 子どもの意見表明・参加の促進	
(1) 市政における子どもの意見の反映	10
(2) 多様な体験活動に対する支援	12
(3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査	13
基本目標3 子どもを受け止め、育む環境づくり	
(1) 保護者への啓発や、相談・支援体制の充実	14
(2) 子どもの居場所づくり	14
(3) いじめ・不登校への対応	15
基本目標4 子どもの権利の侵害からの救済	
(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況	17
(2) 児童虐待への対応	19
(3) 重大な権利侵害への対応	20
III 子どもの権利に関する施策の推進体制	21
1 子どもの権利委員会の運営	21
2 第2次子どもの権利に関する推進計画	21

I 取組の概要

子どもの権利の推進に関する取組

○ 子どもの権利の理解・参加の促進などの取組

- ・ 権利条例の趣旨を踏まえ、「札幌市子どもの貧困対策計画」（30～34年度）を策定（主な子どもの意見表明・参加の促進の取組）
- ・ 「子ども議会」子ども議員38名・サポーター11名が参加、本会議で提案を発表
- ・ 「市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ」合計：458名、1,553件の回答
- ・ 「子ども交流事業」として、子どもたちがまちづくりに関する意見交換を行い、子ども育成部長及びサッポロビール博物館長へ提言（奈井江町、札幌市東区の2市町）
- ・ 上記交流事業に参加した子どもたちが「子どもレポーター」として編集した記事を「子ども通信」に載せて発信

（主な理解促進・意識向上の取組）

- ・ 子育てサロンでの乳幼児の保護者向け広報など、若い親世代への普及啓発を実施
- ・ 学校の授業に活用できる子どもの権利パンフレットを教育委員会と連携して配布（小学4年・中学1年生全員）
- ・ 「さっぽろ子どもの権利の日」事業「子どもの権利ポスター展」等の開催

○ 第2次子どもの権利推進計画（27～31年度）の成果指標に関する状況の推移

指標	対象	27年度	28年度	29年度
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども ^{※1}	63.1%	64.6%	67.6%
子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合	子ども ^{※1}	77.0%	80.3%	80.2%
	大人 ^{※2}	61.1%	56.9%	56.8%
子どもの権利が守られていると思う人の割合	子ども ^{※1}	67.1%	73.7%	68.2%
	大人 ^{※2}	55.1%	52.8%	51.5%

※1 子どもの値は、子ども未来局が実施した事業参加者等へのアンケート結果。計画期間中の経年変化を見るための参考値であり、実態意識調査とは調査方法が異なる。【P.21】

※2 大人の値は、まちづくり政策局が実施した「指標達成度調査」結果。

【まとめ】

子どもの権利の理念の普及・啓発のため、子どもが記事を編集し発信する「子どもレポーター」の取組や子育てサロンでの乳幼児の保護者向け広報をはじめ、教育委員会や学校とも連携しながら、効果的な広報に努め、取組を推進した。

第2次推進計画の成果指標に関しては、「自分のことが好きだと思う子どもの割合」が経年変化として上昇傾向にある一方、「子どもの権利が守られていると思う人の割合」が下がっている状況から、いじめ・虐待対応や子どもの貧困対策などを総合的に推進し、子どもの権利侵害からの救済の取組を充実・強化していく必要がある。

今後、子どもの意見表明や参加の取組をより一層進めるとともに、児童福祉や子育て支援をはじめとする様々な子ども・子育て関連施策を、子どもの権利の理念に基づき、効果的・効率的に推進していく。

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

- いじめなどの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに関わる相談から実際の救済までを行う。行政から独立した第三者的立場で子どもを支援し、必要に応じて関係機関に働きかけを行っている。

○ 相談状況

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実件数	1,035件 (13.5%減)	1,046件 (1.1%増)	1,000件 (4.4%減)	833件 (16.7%減)	943件 (13.2%増)
延べ件数	3,247件 (17.3%減)	3,713件 (14.4%増)	4,074件 (9.7%増)	3,515件 (13.7%減)	3,299件 (6.2%減)

() は前年度比

- ・ 29年度の相談件数は、実件数 943 件、延べ件数 3,299 件
- ・ 前年度に比べ、実件数では 13.2%増、延べ件数では 6.2%減となっている。

○ 調整活動の状況

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
学校	17件	22件	22件	20件	13件
その他 (うち虐待通告)	4件 (4件)	9件 (1件)	8件 (3件)	3件 (2件)	5件 (0件)
合計	21件	31件	30件	23件	18件

- ・ 調整活動は 18 件につき実施
そのうち、学校を調整先とする案件は 13 件となっている（前年度比 7 件減）。
- ・ 29 年度における学校以外の調整先
障がい者相談支援事業所(1件)、保育所(1件)、子どもシェルター(1件)、若者支援総合センター(1件)、児童相談所(1件、虐待通告ではない)

○ 救済の申立て

- ・ 29 年度に申し立てられた案件はなかった。

○ 新たに実施した広報活動

- ・ 主に保護者を対象とした広報用カードを製作し、ドラッグストア3社（アイン薬局、サッポロドラッグストア、ツルハドラッグ）の市内店舗をはじめ、コンビニエンスストア2社（セブンイレブン、ファミリーマート）の市内店舗、区役所、保健センター、児童相談所、まちづくりセンター、市立保育所、区社会福祉協議会、民生委員児童委員に配布。
- ・ 地域FM「ラジオカロスサッポロ」の番組「中央区だより」、STVラジオの番組「さっぽろ散歩」に救済委員がそれぞれ出演し、子どもアシストセンターの活動をPRした。

子どもの権利に関する教育委員会の取組

- 教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校においてより一層図られるよう、教職員向けの研修や札幌市人権教育推進事業を実施した。
- 校長や教員が権利条例についてより一層理解することができるように、新任管理職研修や初任段階における研修「1年次研修」・中堅教諭等資質向上研修などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、学校生活に困りを感じている子どもの理解と支援や、不登校の対応に関する講演、ピア・サポート*に関連した演習などを行った。
 - ※ 子ども同士（仲間=peer）が互いに支え合えるような関係を作り出す仕組み

研修名	研修内容	参加者
新任管理職研修	講義「札幌市における子どもの権利に関わる取組について」	園長・校長 70名
中堅教諭等資質向上研修	講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」	小・中・高・中等・特別支援学校教諭、養護教諭 269名
初任段階における研修「1年次研修」	講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」	小・中・高・中等教育学校教諭 266名
教育センター 専門研修	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」	教員 19名
	講義「不登校への対応～関係機関と学校の連携」	教員 25名
	講義「自殺予防の取組～教師として大切なこと」	教員 72名
	講義「子どもの権利や命を守る」	教員 13名
	講義・演習「子どもの育ちを支える教育相談～子どもや保護者との関係づくり～」	教員 196名
	講義・演習「いじめへの適切な対応を考える」	教員 86名（講義編） 教員 47名（演習編）
	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐ ピア・サポートについて」	教員 100名
講演「これからの不登校支援の在り方」	教員 199名	
小中学校教育課程研究協議会	子どもの権利を踏まえた各教科における教育課程の編成について協議した	小学校校長、教員 346名 中学校校長、教員 209名

Ⅱ 取組の状況

(第2次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本目標ごとの主な取組状況)

基本目標1 子どもの権利を大切にする意識の向上

(1) 広報の実施

① パンフレット等

権利条例の内容や具体的な事例を紹介するパンフレットや救済機関を紹介するリーフレット等を作成し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等へ配布。

区分	種類	主な配布先
子どもの権利	子ども用パンフレット (小学4年・中学1年生)	小学4年・中学1年生全員
	ミニBook (子ども用チラシ)	小・中学生など
	Kenri Book (冊子)	一般、地域関係者など
	一般パンフレット (一般・高校)	高等学校、保育園、児童会館など
	大人用チラシ	小学1年生全員の保護者
	大人用リーフレット	母親教室、両親教室等の参加者 ※ 手に取りやすい3つ折・デザイン
	絵本・大型絵本 (マール)	児童会館、図書館、幼児教育センターなど
子どもアシストセンター	子ども用チラシ	小学1年・小学4年・中学1年生全員
	子ども用カード	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の児童生徒全員、児童会館利用の児童生徒
	大人用チラシ	一般、地域関係者など
	大人用カード	ドラッグストアの市内店舗、コンビニエンスストアの市内店舗、各区役所、各区保健センター、児童相談所、まちづくりセンター、市立保育所、区社会福祉協議会、民生委員児童委員

② ニュースレター

子どもの権利に関するニュースレター、子どもの権利救済機関のニュースレターを各年度2回*発行し、学校、施設や地域関係者に配布。

名称	主な内容等
子どもの権利ニュース (一般向け)	地域や市政における子ども参加の具体的事例
子ども通信 (子ども向け)	学校、地域、市政における子ども参加の具体的事例 ※うち1回は「子どもレポーター」が取材、編集【P.12】
あしすと通信 (主に保護者向け)	子どもアシストセンターの活動状況や相談・出前講座等から見える子どもたちの姿など

③ その他

広報さっぽろでの子どもの権利イベントを紹介し、他部局や民間の子ども・保護者向けイベントでパネル展を実施したほか、子どもアシストセンターについて各区役所でCM放映を行った。

(2) さっぽろ子どもの権利の日事業

権利条例第5条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日（11月20日）」の前後に、子どもの権利について、市民の関心を高めるための事業を実施。

① 子どもの権利ポスター展

29年度は、子どもから募集した子どもの権利に関する啓発作品のうち、選考した奨励賞以上の作品を、子どもの権利の日を含む11月17日(金)～23日(木・祝)までの1週間、アリオ札幌2階ハーベストコートに展示し、例年以上の市民に来場いただいた。



② 市民参加型ブース～みんなで「すてきなまちのせっけいず」を描こう！～

「子どもの権利ポスター展」の来場者に、「子どもが住みよいまちとはどんなまちか」をテーマとしたイラストやメッセージを思い思いに表現し、パネルに貼ってもらった。

③ 札幌市青少年育成大会

平成29年11月11日(土)かでの2・7で、青少年育成活動に関わる団体や個人が集い、次代を担う青少年の健全育成における課題について、講演を通して考える機会とする大会を開催した。また、同会場にて、子どもの権利に関する啓発物品やパンフレットを配布するほか、大会の休憩中には、子どもの権利の理念についてアナウンスするなど、積極的な普及啓発を進めた。

(3) 出前講座等

子育てサロンの利用者及びボランティア、PTA・校長会などの学校関係者や地域団体等を対象に子どもの権利や子どもの権利救済機関に関する講座を実施。

子どもを対象とした出前授業や教職員を対象とした出前講座も実施した。

【実績】

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
回数	110件	112件	117件	102件	105件	102件*

※29年度の主な対象：学校関係8件、PTA関係12件、児童福祉・子育て支援関係34件
地域団体・青少年育成関係12件、子ども30件、その他6件

(4) 学校教育における理解促進に向けた取組

① 教員研修の実施（教育センター等における研修）

教育委員会では、市立幼稚園・学校の新任管理職及び、中堅教諭・初任者を対象とした研修や、一般教諭向けの研修講座を実施するとともに、全小中学校参加の「小中学校教育課程研究協議会」において説明を行った。

【新任管理職研修】

実施日時/対象	平成 29 年 5 月 11 日（木）…新任管理職(園長・校長 70 名参加)
内 容	講義「札幌市における子どもの権利に関わる取組について」 講師：子) 子どもの権利推進課長、子どもの権利救済委員
	新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の理念を生かした教育のより一層の充実に関わる説明を行った。

【中堅教諭等資質向上研修】

実施日時/対象	平成 29 年 8 月 4 日（金）…中堅教諭等資質向上研修受講者 (小・中・高・特別支援学校教諭、養護教諭 269 名参加)
内 容	講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」 講師：教) 教育課程担当課指導主事、子) 子どもの権利推進担当係長
	校内外でこれから中心的な役割を担っていく中堅教諭に対して、子どもの権利の考え方や実践例を紹介した。

【初任段階における研修「1年次研修」】

実施日時/対象	平成 30 年 1 月 12 日（金）…初任段階における研修「1年次研修」受講者 (小・中・高等学校教諭 266 名参加)
内 容	講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」 講師：教) 教育課程担当課指導主事、子) 子どもの権利推進担当係長
	初任者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。

【教育センター研修講座】

実施日時/対象	平成 29 年 6 月 21 日（水）…教員 19 名参加（教職経験 20 年目程度の教諭）
内 容	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」 講師：教) 児童生徒担当課指導主事
	いじめに対する組織的対応の在り方を事例から学ぶとともに、いじめ等のない信頼される学校づくりについての講義を実施した。
実施日時/対象	平成 29 年 7 月 3 日（月）…教員 25 名参加
内 容	講義「不登校への対応～関係機関と学校の連携」 講師：教) 教育相談担当課指導主事
	教育支援センターやフリースクール、若者支援総合センター等、不登校児童生徒を支援するための関係機関の具体的な支援内容について講義を実施した。
実施日時/対象	平成 29 年 7 月 31 日（月）…教員 72 名参加
内 容	講義「自殺予防の取組～教師として大切なこと」 講師：川野 健治（立命館大学教授）
	自殺が起きないように子どもを支え見守るために大切にしたいことや、集団への予防的な働きかけについて講義を実施した。

実施日時/対象	平成 29 年 7 月 31 日（月）…教員 13 名参加
内 容	講義「子どもの権利や命を守る」 講師：田中 燈一（田中法律事務所弁護士） いじめや少年事件の事例及び学校事故の対応について講義を実施した。
実施日時/対象	平成 29 年 7 月 26 日（水）…教員 196 名参加
内 容	講義・演習「子どもの育ちを支える教育相談 ～子どもや保護者との関係づくり～」 講師：島崎 政男（神田外語大学教授） 子どもの成長・発達を支える関係づくりのために、子どもからのメッセージを読み解き、課題を把握し、指導の方向と手立てを考える講義と演習を実施した。
実施日時/対象	平成 29 年 8 月 2 日（水）…教員 86 名（講義編）、47 名（演習編）参加
内 容	講義・演習「いじめへの適切な対応を考える」（午前：講義編、午後：演習編） 講師：新井 肇（関西外国語大学教授） いじめ防止対策推進法制定以降の学校に求められるいじめの未然防止と対応について、具体的な事例を基にした講義と演習を実施した。
実施日時/対象	平成29年 8 月 7 日（月）…教員100名参加
内 容	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 講師：栗原 慎二（広島大学大学院教授） 子どもの関わる力を高めるピア・サポートプログラムの具体的な実践について、講義と演習を実施した。
実施日時/対象	平成 30 年 1 月 10 日（水）…教員 199 名参加
内 容	講演「これからの不登校支援の在り方」 講師：森田 洋司（鳴門教育大学 特任教授） 不登校の基本的な捉え、不登校支援の目標や基本的な考え方などについて講演を実施した。

【札幌市小中学校教育課程研究協議会】

実施日時/対象	平成 29 年 11 月 29 日（水）…市内中学校校長、教員 208 名参加 平成 29 年 11 月 30 日（木）…市内小学校校長、教員 382 名参加 ※全市立小中学校から 1 名以上の校長、副校長、教頭、教諭等が参加
内 容	子どもの権利を踏まえた各教科における教育課程の編成について協議した。

② 人権教育推進事業による研究の実施

各学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、札幌市人権教育推進事業において「子どもの権利に関わる学習の研究」を実施した。

29年度は、小学校1校、中学校1校の研究推進校において、いじめ防止や自他の命を大切に取る取組、子どもの権利の理解を深める学習に関する研究などを行うとともに、研究内容についての公開授業を実施した。

また、27年度から、人権教育推進事業の取組の一環として「札幌市人権教育フォーラム」を開催し、研究課題の1つである「子どもの権利に関わる学習の研究」についても、研究推進校の発表に基づくグループ討議を行った。

ア 「札幌市人権教育フォーラム」の開催


日時/参加者	平成30年2月26日(月) 14:00~16:45 札幌市教育センター (幼稚園・小・中・高・中等教育学校の校長・教頭・教諭28名)
目的	・学校外の人材などを活用した、子どもにとってより実感を伴う学習活動の在り方や有効性、実施上の課題等について協議し、学校における人権教育の充実改善等への参考とする。
成果	・今日的な人権課題に関する理解を深めるため、3名の講師から「アイヌ文化の発信」「学校で配慮と支援が必要なLGBTの子どもたち」「障がい者スポーツと人権」のテーマでの講演及び研究推進校20校の実践発表を基に、参加者同士が自校の取組等を話し合い、子どもが自他の権利を考える授業のあり方や具体的な進め方などについての理解を深めた。


イ いじめ防止の取組と子どもの権利の理解を深める学習に関する研究(小学校1校、中学校1校)

子どもの権利のうち、「安心して生きる権利」や「参加する権利」と関連させ、「いじめ根絶宣言」の取組を実施するとともに、子どもの権利の理解を深める学習について、道徳の授業を公開した。

実施校	市立米里小学校
テーマ	安心して生きることの大切さ、自分らしく生きることの大切さを学ぶことで、子どもが自分の権利と他の子どもの権利を意識し、自他の権利を大切に取る態度を育てる。
実践1	<p>○講師による「いのちを伝える出前授業」の実施</p> <p>・PTAとの共催で「命はどこから来たのか」をテーマに授業を行った。母親のお腹にいる時に「声をかけられなかった赤ちゃんは生きることがあきらめ、死産になった」という例から、「自分に命があるのは、多くの人々に手をかけられ、大切にされてきた」ことを実感させ、そこから、他者の命を大切にしなければならないと考えていった。命の不思議さから「いじめ」や他者の「生きる権利」について考えを深める授業となった。</p>
実践2	<p>○人権に関する本の読み聞かせ会と「いじめ根絶宣言」の実施</p> <p>・保護者の読み聞かせ活動と連動して、子どもたちに人権に関する本の読み聞かせを行った。その後、子どもたちがいじめをなくすためにできる活動として、いじめは認めないという趣旨のカードを書き、「いじめ根絶宣言」と題して各学級に掲示した。</p>



実践3	<p>○公開授業 平成30年1月25日(木) 5校時 4年 道徳 「大切にしよう子どもの権利」 (相互理解)</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界のごみ処理の仕方を切り口に他国と日本の子どもたちとの生活の違いに着目し、子どもの権利に目を向けていった。札幌市では、子どもたちが伸び伸びと成長できるように、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」の四つの権利を大切にしていることを理解した。 
成果	<p>参観者： 学校関係 (17名)、子どもの権利委員 (2名)、子ども未来局 (3名)、 教育委員会 (5名)</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ根絶宣言」や「人権に関する本の読み聞かせ」を継続して取り組むことで、より他者の気持ちを考えながらいじめや人権について考えを深める子どもが多くなった。 人権を他者への思いやりの心を育てるという観点から見直し、総合的な学習の時間を通して、全校児童へ思いやりの心を育てる取組を広げることができた。抽象的な人権について、具体的な取組を通して考えたり、広めたりすることができた。

実施校	市立あやめ野中学校
テーマ	<p>自他の権利を尊重する学習を通し、特にいじめ、差別、偏見の撲滅をめざし、不正な言動を許さない態度を育てる。</p>
実践1	<p>○生徒会活動での「いじめ撲滅運動」(12月に生徒会 生活委員会が実施)</p> <p>ア いじめ撲滅に対する横断幕の作成 イ いじめ撲滅への署名活動 (横断幕に署名) ウ いじめ撲滅運動のアンケートの実施とその掲示</p>  <p>校舎中央の吹き抜けスペースに掲揚された署名の横断幕</p>
実践2	<p>○道徳の時間におけるいじめを題材とした授業の実施 道徳教育及び道徳の時間の目標に則して、道徳の時間にいじめを題材とした教材の学習を通し、自己を見つめ、いじめの本質について広い視野から多面的・多角的に考え、いじめの愚かさを知り、差別や偏見を憎み、不正な言動を断固として許さない態度を育てる。</p> <p>○学習内容</p> <p>1 学年 「私もいじめた一人なのに…」(廣済堂あかつき「自分を見つめる」) 「卒業文集最後の二行」(文部科学省「私たちの道徳」)</p> <p>2 学年 「ひとりぼっち」(廣済堂あかつき「自分を考える」)</p> <p>3 学年 「卒業文集最後の二行」(文部科学省「私たちの道徳」)</p>
成果	<p>参観者： 学校関係 (9名)、一般参加 (3名)、子どもの権利委員 (1名)、 子ども未来局 (2名)、教育委員会 (5名)</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の教科化に伴い、さらに人権教育との関連づけを深めること 身に付けた知識や考えを表現することや、コミュニケーション能力の育成を図る。

基本目標2 子どもの意見表明・参加の促進

(1) 市政における子どもの意見の反映

① 子ども議会（13年度より実施）

市政に関するテーマについて、話し合いや勉強会を行い、札幌のまちづくりについての提案事項をまとめている。本会議では、子ども議員が議場で提案を発表し、市長等がこれに対して答弁。



【実績】

- 子ども議員数：38名、大学生サポーター：11名
委員会開催回数：5回
- 提案項目
 - ・ 普段からのイツモ防災について
 - ・ 災害時のモシモ防災について
 - ・ 省エネ・再生可能エネルギーの普及について
 - ・ 地球の環境とエネルギーについて

② 「意見募集ハガキ」（24年度より実施）

子どもが市政について、気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用ハガキを添付した資料を作成し、学校や公共施設に配布した。

子どもから寄せられた提案・意見の概要やそれに対する札幌市の見解を、子どもの権利のホームページや広報紙に掲載している。

テーマ	主な意見	件数
① さぼーとほっと基金の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ どんな支援につながっているかを詳しく書いたパンフレットを配る ・ 地域の学生が参加するイベントで、自分たち学生が寄付の呼びかけを行ったりする 	1,553件 (458名)
② ラグビーワールドカップ 2019 の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビでCMを流したり、ポスターを描いてラグビーのおもしろポイントを知ってもらう ・ 時計台等に選手のパネルなどを展示したら、SNSなどで拡散されてより多くの人に見てもらえる 	

③ 市政における子どもの意見表明の機会の促進

子どもを対象としたパブリックコメント、ワークショップやアンケートを実施するなど、市政に子どもの意見を反映する仕組みを拡大するよう、取組を推進した。

【主な内容】

項目	内容
オリンピック・パラリンピックを考える学生アイデアコンテスト 【スポーツ局】	オリンピック・パラリンピックに学生をはじめとした多くの市民が、どのように関わることができるのかという「つながり」の観点で主体的に考えてもらい、今後のオリンピック・パラリンピック札幌招致における取組の中で参考となるアイデアを募るため、高校生を含む学生を対象としたアイデアコンテストを実施した。提出されたアイデアについては、地下歩行空間で一般展示するとともに、参加した学生による発表会を実施した。

<p>児童会館整備 【子ども未来局】</p>	<p>新設する児童会館の名称決定にあたり、主な利用者である子どもの意見を反映させるため、子ども向けのアンケートを実施した。なお、小学校に複合化する児童会館のため、アンケートの対象は当該小学校の児童とした。アンケートの作成にあたっては、分かりやすい表現となるよう工夫し、アンケート結果を踏まえて児童会館の名称を決定した。</p>
<p>「札幌市子どもの貧困対策計画」策定における子どもの意見の反映 【子ども未来局】</p>	<p>計画案に対するパブリックコメント実施時に、キッズコメントとして子どもの意見募集用小冊子を小中学校や児童会館などに配布し、小学4年生から中学3年生までの合計90人、286件の意見の提出があった。提出された意見を基に、計画案を一部変更するとともに、意見の概要とそれに対する札幌市の考え方を取りまとめて公表した。</p>
<p>「円山動物園ポスト基本構想」策定における子どもワークショップの開催 【環境局】</p>	<p>円山動物園では、無料入園や総合学習の場の提供など、特に小中学生に対する環境教育に取り組んでいることから、「円山動物園ポスト基本構想」の策定にあたり、子どもの意見を直接聞き取るため、小学3年生から中学生を対象に子どもワークショップを開催した。会場は円山動物園内とし、子どもたちの興味を引くようバックヤード見学などを取り入れた。</p>
<p>国際芸術祭と連携したラッピング電車の運行 【国際芸術祭実行委員会】 【交通局】 【中央区役所】</p>	<p>国際芸術祭を通して市民や観光客に市電やその沿線の魅力を伝えることを目的として、小学5・6年生10名と札幌国際芸術祭のデザイナーがワークショップを通して考えたデザインを市電車両にラッピングした。ワークショップでは、国際芸術祭のスタッフが中心となり、街中の散策や貸切電車で1周しながらポスターや看板等のデザインの解説をするなど、子どもたちが楽しみながら学ぶ工夫を行った。なお、完成した市電車両の出発式には、参加した小学生を招待し、また小学生がワークショップで作成したデザインのパネル展も実施した。</p>

④ 他都市子ども交流

札幌市と同様に「子どもの権利条例」を制定している空知郡奈井江町「奈井江町子ども会議」と札幌市東区の子どもの同士の交流事業「他都市子ども交流」を実施した。

「“わたしのまちの財産（たから）”を活かしたまちづくり」をテーマに掲げ、北海道遺産「札幌苗穂地区の工場・記念館群」などの歴史を持ちながら、苗穂駅周辺地区の再開発によってまちが生まれ変わっていく札幌市東区を舞台に、施設の見学やまちの魅力発掘、まちの活性化に向けた意見交換を行った。

子どもが考えた斬新なアイデアを、子ども未来局子ども育成部長とサッポロビール博物館長に提言するなど、地域でのまちづくりへの提案・意見を直接伝える「子どもの参加」の機会となった。

※ 奈井江町は、道内で最も早く平成14年に権利条例を制定しており、奈井江町子ども会議では、子どもがまちのイベントや地域の環境活動に関する取組を企画、実施している。

⑤ 子どもレポーター（28年度より実施）

子ども向け広報誌を、子ども自らが取材・編集し、活動を発信することで、子どもの意見表明の機会となるよう、前述の「他都市子ども交流」に参加した東区の子どもたち一人ひとりが新聞作成を行うほか、子ども向け広報紙「子ども通信」（第17号・平成30年1月発行）の記事を編集・作成した。



作成にあたっては、北海道新聞社の方の協力も得ながら、事業当日に取材するとともに編集会議を行い、今後、子どもたちが地域等での活動参加や意見表明の機会の増加に結びつけるよう工夫した。

⑥ 子ども運営委員会

児童会館やミニ児童会館全館において、子どもたちの自主性や積極性を育むために「子ども運営委員会」を設置し、施設運営のルール作りや様々な行事の企画・運営に子どもたちの意見を反映させたほか、地域住民を交えた世代間交流や高齢者施設を訪問し歌やダンスを披露するなどの様々な体験活動を企画し実施している。

(2) 多様な体験活動に対する支援

① プレーパーク事業の推進

子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、地域住民等が、公園等において規制を極力減らして開催・運営する「プレーパーク」を推進している。

【実績】

普及啓発事業	札幌市プレーリーダー研修会の実施、22名参加 出前講座等：10回、571名参加
活動支援事業	プレーパーク実施団体に対する活動の支援 ・実施回数 94回 ・参加者数 4,543名

② 子どもの体験活動の場の支援

旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「C o ミドリ（こみどり）」の運営を支援している。

C o ミドリでは、開館日には、毎日プレーパークを実施するほか、子ども会議や地域住民が講師となる各種講座等のイベントを開催している。

【実績】

○ 子どもの体験活動事業

- ・ 開館日数 179日
- ・ 利用人数 13,165人（子ども9,345人、大人3,820人）
- ・ 行事回数 129回

○ コミュニティカフェ

- ・ 行事回数 266回
- ・ 利用人数 2,532人

(3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

① 庁内（21年度より実施）

各局区が実施している事業の中で、「子どもの参加」や「子どもに分かりやすい情報発信」の取組状況について調査し、庁内において情報共有することにより、子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

【子どもに分かりやすい情報発信】

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ホームページ	186	251	304	285	303
パンフレット等	222	271	335	305	305
その他	56	100	110	103	128
合計	464	622	749	693	736

【子どもの参加】

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市政への参加※ ¹	77	72	78	94	90
行事等への参加※ ²	449	503	593	592	635
合計	526	575	671	686	725

※¹ 子ども向けのパブリックコメント、アンケート、ワークショップの実施など、市政に対し意見を反映する機会となっているもの。

※² 行事の準備、当日の発表、仕事の体験など、参加者として参加したもの。

② 地域（23年度より実施）

地域団体等が実施している、子どもの参加の実践例などの取組状況について調査し、情報を共有することにより、地域における子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

【事例数】

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
企画運営※ ¹	15	11	22	26	24
行事への参加等※ ²	119	117	198	220	255
大人の取組※ ³	41	43	70	93	95
合計	175	171	290	339	374

※¹ 行事等の計画段階から子どもが関わっているもの。

※² 行事当日の手伝い、参加者として参加しているものなど。

※³ 子どもの見守り活動など、子ども自身は関わらないが、子どもの育ちのための大人の取組や活動など。

基本目標3 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 保護者への啓発や、相談・支援体制の充実

① 啓発活動の充実

子ども未来局の職員が30か所の児童会館での子育てサロンを訪問し、子どもの権利の絵本「おばけのマールとすてきなまち」の読み聞かせも行いながら、子どもの権利に関する広報を実施した。



また、保健センターで行われる両親教室、母親教室、乳幼児健診に際し、子どもの権利に関するチラシを配布する等、若い親世代への普及啓発を実施した。

② 子どもの貧困対策の取組

子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年3月に「札幌市子どもの貧困対策計画」（30年度～34年度）を策定した。

この計画では、第一に子どもに視点を置いて、権利条例で定める安心して生きる権利や豊かに育つ権利など、4つの権利の趣旨を踏まえ、取組を進めていくこととしている。

計画策定に向けては、庁内横断的な「子どもの権利総合推進本部会議」及び「子ども・子育て会議」など審議会の意見等を踏まえ、検討を行った。

また、計画案について、パブリックコメントを実施し、広く市民から意見を募集するとともに、キッズコメントとして子どもの意見募集用小冊子を小中学校や児童会館などに配布し、子どもからの意見も募集した。

(2) 子どもの居場所づくり

① 放課後の居場所づくり

【児童会館】

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、現在は106館整備している。小学校の改築等に併せて既存の児童会館やミニ児童会館を小学校と複合化した児童会館として再整備を進めており、平成29年4月には二条小学校と複合化した「二条はるにれ児童会館」を開設した。

【ミニ児童会館】

校区内に児童会館がない小学校の児童の放課後の居場所を確保するため、当該小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館を設置しており、平成29年度までに97館を整備した。

【中・高校生の居場所づくり】

中・高校生の主体的な活動を促進・支援するための場所として、また家庭や学校以外にも自分自身が受け止められていると実感できる場所として、児童会館がその役割を果たせるよう、夜間利用「ふりーたいむ」の実施など、中・高校生の利用促進につながる体制及び環境づくりを行っている。

【札幌緑小学校区における居場所づくり】

公的な放課後の居場所が未整備であった札幌緑小学校区に多世代交流機能を有する東雁来児童会館を整備し、平成 29 年 12 月に供用開始した。

② 学びの環境づくり（24 年度より実施）

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール等民間施設に対し、事業補助による支援を実施した。

【実績】

補助団体数	8 団体
補助額合計	15,043 千円（29 年度交付額）
内容	配置職員の充実に係る費用、教材教具の整備、体験学習など活動の充実に係る経費の一部

③ 「子ども食堂など地域の子どもの居場所づくり」の推進（29 年度より実施）

札幌市内における「子ども食堂など地域の子どもの居場所づくり」について、実態を把握するため、29 年度に子ども食堂などの運営団体及び地域へのアンケート調査を実施した。

また、この調査に基づきガイドブックを作成し、子どもの居場所の利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めた。

(3) いじめ・不登校への対応

① いじめに対する取組

教育委員会においては、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施した。

各学校においては、いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめの取組年間計画に基づいた組織的ないじめ防止策を推進した。

また、教育委員会のアンケート調査のほか、学校独自のアンケート調査を定期的に行い、その回答を基に子どもとのきめ細かな教育相談を実施することで、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図った。

【いじめに関する意識調査（市立小学校、中学校、高等学校の合計）】

年度	26年度	27年度	28年度	29年度
いじめられたことがある	12.8% (17,574人)	12.5% (17,178人)	12.3% (17,078人)	12.5% (17,286人※)
ない	86.2% (118,712人)	86.6% (119,387人)	86.9% (120,225人)	86.9% (119,928人)

※ 平成29年11月の調査で「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから担任等が聞き取りを行い、保護者とも連携しながら相談・指導等を行うとともに、解消に向けて教育委員会が継続的に状況を確認している。

② 不登校に対する取組

不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「相談支援パートナー事業」を実施した。全中学校及び開成中等教育学校に「相談支援パートナー」を配置し、主に別室等での学習や体験活動等、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行い、不登校状況の改善を図った。また、小学校10校に「相談支援リーダー」を配置し、不登校の子どもや家庭を支援するとともに、「相談支援パートナー」に対して子どもへの関わり方等について指導・助言を行った。

さらに、市内6か所の不登校支援施設において、仲間と関わりながら学習や体験的な活動に取り組み、学ぶ楽しさを実感することで、状況の改善を図り、学校復帰を含めた社会的自立を目指す支援を行った。

【相談支援パートナー事業の実績】

配置校（小10校・中、中等98校）において相談支援リーダーやパートナーが支援している児童生徒数（一時的な支援を含む）は、年間877名（28年度）であった。リーダーやパートナーが支援を行うことによって、学習や人と関わることへの意欲が高まるなど、質的な状態の改善が図られている。

基本目標4 子どもの権利の侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

権利条例第33条に基づく子どもの権利の侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動等を行っている。

① 子どもアシストセンターの概要

【目的】

権利条例第33条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること。

【特徴】

- ・権利侵害に限らず幅広く相談を受ける。
- ・相談の延長としての調整活動、救済の申立て・自己発意に基づく調査・調整勧告等を行うことができる。
- ・通話料のかからない子ども専用電話を設置している。
- ・Eメールによる相談を導入している。

② 相談活動の実績

29年度の相談件数は、実件数943件、延べ件数3,299件であり、前年度比では、実件数で13.2%増、延べ件数で6.2%減であった。

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。

【相談実績【P.2再掲】】

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実件数	1,035件 (13.5%減)	1,046件 (1.1%増)	1,000件 (4.4%減)	833件 (16.7%減)	943件 (13.2%増)
延べ件数	3,247件 (17.3%減)	3,713件 (14.4%増)	4,074件 (9.7%増)	3,515件 (13.7%減)	3,299件 (6.2%減)

()は前年度比

【相談状況の内訳】

子どもと母親からの相談が大半を占め、両者を合わせると実件数の91.6%を占めている。

相談してきた子どものうち、最も多いのは中学生(143件、33.3%)、次いで高校生(115件、26.7%)、小学生(113件、26.3%)となっている。また、相談(保護者等からのものも含む)の対象となった子どものうち、最も多いのは小学生で実件数の38.0%を占めている。

相談方法別では、保護者等からは電話による相談が多い一方で、子ども本人についてはEメールによる相談が高い割合を占めている。

区分	子ども本人	父親	母親	親族	学校	その他	合計
電話	614	53	790	21	81	61	1,620
	18.4%	1.6%	23.6%	0.6%	2.4%	1.8%	48.5%
面談	72	16	111	5	21	6	231
	2.2%	0.5%	3.3%	0.1%	0.6%	0.2%	6.9%
Eメール	1,212	20	231	0	8	14	1,485
	36.3%	0.6%	6.9%	0.0%	0.2%	0.4%	44.4%
その他	3	0	1	1	1	0	6
	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
合計	1,901	89	1,133	27	111	81	3,342
	56.9%	2.7%	33.9%	0.8%	3.3%	2.4%	100.0%

※ 案件によって相談方法が重複するものがあり、相談実績延べ件数と合計は一致しない。

③ 調整活動の実績

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもある。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。

29年度の調整活動は、18件の案件について実施した（28年度は23件）。

このうち学校を調整先とする案件は13件であり、学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った事案が多くを占めた。なお、児童相談所を調整先とした案件は、子どもの発達についての相談に関するものである。

相談項目別・調整先別「調整活動」件数

相談項目	調整先							計
	小学校	中学校	高校	市教育委員会	児童相談所	その他		
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	0	0	0	0	1	4	5	
学校(幼稚園)生活 (いじめ、子どもと教師の関係、不登校など)	10	3	0	0	0	0	13	
合計	13			5			18	

その他：障がい者相談支援事業所（1）、保育所（1）、子どもシェルター（1）、若者支援総合センター（1）

④ 救済申立てによる調査

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とする。解決のために必要なときは調査や調整を行うが、相手を諷めたり白黒をつけるためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とする。

29年度に救済の申立てがされた案件はなかった。

⑤ 他の機関との連携

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議(官民20機関が参加)」を開催している。

(2) 児童虐待への対応

① 児童虐待への対応状況

24時間365日対応している「子ども安心ホットライン」を児童相談所に開設しており、虐待通告を受け付けるとともに、子育ての悩み相談にも対応している。

各区の家庭児童相談室には28年度から主査(相談・支援)に替えて家庭児童相談担当係長が配置されるとともに、事務職員1名が配置されて体制が強化されている。

【児童虐待取扱件数(児童数)】

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 ^{※2}
児童相談所	402 ^{※1} (7.6%減)	1,159 (188.3%増)	1,480 (27.6%増)	1,798 (21.5%増)	1,913 (6.3%増)
うち面前DVを 除いた参考値 ^{※1}	378 (-)	623 (64.8%増)	794 (27.4%増)	1,182 (48.9%増)	980 (17.1%減)
区役所	251 (4.9%減)	232 (7.6%減)	160 (31.0%減)	232 (45.0%増)	179 (22.8%減)

()は前年度比

※1 25年度までは、調査を実施した上で、一過性のものや、既に別居や離婚により児童の安全が確保されている場合などは心理的虐待として認定していない。

※2 29年度数値は速報値

【29年度の虐待内容の内訳】

身体的虐待：15.2%、性的虐待：1.1%、ネグレクト：24.2%、特に、心理的虐待の割合が全体の59.5%と多くを占めている。(児童相談所取扱分、速報値)

【児童虐待通告受付件数（児童数）】

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度*
児童相談所	1,419 (7.8%増)	1,809 (27.5%増)	1,991 (10.1%増)	2,216 (11.3%増)	2,127 (4.0%減)
区役所	100 (43.5%減)	169 (69.0%増)	117 (30.7%減)	254 (117.1%増)	305 (20.1%増)

() は前年度比

※29年度数値は速報値

② 児童相談体制の強化に向けた取組

増加する児童虐待等への対応や地域との連携強化に向けて策定した「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に掲げた事業について、29年度から31年度にかけて重点的に取り組んでいるところ。

③ 児童虐待防止の取組

地域における虐待の予防や早期発見に向け、オレンジリボン地域協力員の養成研修を行っている。

また、「児童虐待防止推進月間」（11月）を中心に、「オレンジリボン講演会」をはじめとした各種啓発活動を行っている。

【平成29年度 オレンジリボン講演会】

日 時	平成29年11月17日（金）14:00～17:15 札幌市教育文化会館
内 容	「地域で児童虐待を防ぐために」をテーマに、基調講演のほか、医師・弁護士・警察・民生委員・大学教授など多職種によるシンポジウムを行った。

(3) 重大な権利侵害への対応

子どもの虐待死や子どもの自死等、深刻な権利の侵害の防止に向け、「子どもの命を守る連携協力会議」等の開催をはじめ、警察や医療機関、学校等関係機関との情報共有や具体的な対応を進めるなど連携体制をとっているところであり、引き続き未然防止に向けた取組を進める。

また、いじめ重大事態など権利侵害が発生した場合には、心理、医学等の専門知識を有する第三者による調査を実施し、事件の背景などについて分析、検証を行い、再発防止に向けた取組を徹底する。

さらに児童相談所では、平成27年に発生した児童虐待死を受けた「札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会」の検証報告を踏まえて、第2次札幌市児童相談体制強化プランに基づき、相談支援力の強化や相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築などに取り組んでいる。

Ⅲ 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成21年11月に設置。29年度は、第4期の委員会（28年5月～30年5月）としての活動し、主に子どもの権利条例に関する取組状況の検証等を行った。

【実績】

- ・委員数：15名（公募委員6名、うち3名が高校生）
- ・分野：学識経験者、学校関係者、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者
- ・開催回数：3回（29年度）

2 第2次子どもの権利に関する推進計画

権利条例第46条に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を策定。計画の評価・検証は、「札幌市子どもの権利委員会」で実施している。

【計画期間】

27年度～31年度（5年間）

【基本理念】

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」

【基本目標】

1. 子どもの権利を大切にすること意識の向上
2. 子どもの意見表明・参加の促進
3. 子どもを受け止め、育む環境づくり
4. 子どもの権利の侵害からの救済

【成果指標】

指標	対象	実態意識調査※1		目標値 (31年度)	指標達成度調査等※2	
		21年度	25年度		28年度	29年度
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども	53.2%	65.4%	75%	64.6%	67.6%
子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合	子ども	42.4%	59.3%	65%	80.3%	80.2%
	大人	55.4%	54.9%	65%	56.9%	56.8%
子どもの権利が守られていると思う人の割合	子ども	48.3%	57.0%	65%	73.7%	68.2%
	大人	48.4%	49.1%	65%	52.8%	51.5%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合（目標値は30年度）※3	小学校	-	92.6%	95%	93.8%	93.9%
	中学校	-	83.2%	88%	84.6%	86.5%
	高校	-	82.1%	86%	87.7%	88.8%

※1 「子どもに関する実態意識調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 まちづくり政策局が実施。なお、子どもの値は、事業参加者へのアンケートなどの結果であり、計画期間中の経年変化を見るための参考値であることから、大人の調査や子どもに関する実態意識調査とは調査方法が異なる。

※3 「札幌市教育振興基本計画」の成果指標。教育委員会が実施。